

令和6年度第3回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

日時：令和7年2月14日（金）13:30～16:30

場所：三重大学教育学部附属学校総合棟ICT教室

1 出席委員(12名)

阿保谷 季之、石田 芳久、対馬 あさみ、山本 壽人、奥野 敏、
中島 弘道、佐々木 光明、竹村 浩、中野 智行、早川 武彦、藤田 典子、
松浦 直己

2 傍聴者 なし

3 会議の公開・非公開 公開

4 各部会の審議内容について(報告)

(1) 保育所認可等部会【資料1】

【委員】

- ・保育所は充足しているか。待機児童はいるのか。

【事務局】

- ・幼稚園、保育園、認定こども園を入れて待機児童は108人である。待機児童の解消に向けて取り組んでいく。保育士不足が課題である。

(2) 里親審査・施設機能強化部会【資料2】

【委員】

- ・里親認定の際、里親申請を受けると欠格事項に当てはまらなければ、認可しているが、子どもにとって最善の形でマッチングできているのか疑問に感じている。

【委員】

- ・里親欠格事項に当てはまらないときは認定するが、子どものための制度というのが大前提となるため、認定を保留するケースもある。

【事務局】

- ・家庭養育優先の原則がある。子どもに選択肢が必要なため、里親の登録数を増やす取組は必要。里親希望の方には、志望動機の聞き取り、登録前の研修や施設実習をしたうえで、改めて里親への意思の確認を行っている。

【委員】

- ・質の良い里親を育てる時代である。里親になった後の研修体制をいかに充実させるかが重要である。

【委員】

- ・預け方や里親の在り方を考えることが課題。制度の中で何ができるかを考えていかななくてはならない。里親の数自体が増えていることは大変よいことである。

【委員】

- ・発達課題から育てにくさがあるため、困ったときにバックアップする県の体制を構築することが重要である。里親を育てる研修とバックアップする研修体制が必要。

【委員】

- ・施設や里親等に意見表明等支援員が普及していないのはなぜか。

【事務局】

- ・アドボカシーはすべての子どもに必要である。大人が子どもの権利擁護の理解が進まないといけない。児童養護施設では、約半数の施設が権利擁護の研修を受けたところである。まずは大人が子どもの権利擁護を理解することが大切。

(3) こども相談支援部会【資料3】

【委員】

- ・児童福祉法改正に伴い、子どもの意向が児童相談所の措置と一致しないときは、子どもから、児童福祉審議会へ異議申し立てができるようになった。当部会において、そのような諮問事例はあったのか。

【事務局】

- ・子どもの意見表明等支援措置の案件はなかった。制度としては保障されている。
- ・子どもがどこの機関に伝えてほしいのかを今後、見極めていくことが必要。

【委員】

- ・周りの大人が制度の存在を子どもに伝えていないことが課題ではないか。
- ・行政処分不服を訴えることができることが浸透していないのではないか。

【委員】

- ・子どもは措置を決定事項として受け止め、諦めてしまう。不服があれば申し立てできることを本当に説明されているのか。

【事務局】

- ・措置決定する前に、子どもの意見を反映させていくプロセスをとっている。

【委員】

- ・子どもが意見表明した際に、仮に却下となった場合でも、子どもの意見を聴くというプロセスが大切。

【委員】

- ・児童精神病院への強制入院に対する不服申し立てる法律がある。システムとして機能するように行政側で整備が必要。

5 「子どもを虐待から守る条例」の改正について【資料4】

6 「三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

【資料5】

7 「三重県社会的養育推進計画（I期）」の策定について【資料6】

【委員】

- ・要保護児童対策地域協議会における代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の連携が見えにくい。どのように機能させていくのか方向性を示すことが必要。個々ケース検討会議の課題が代表者会議にあがってこない。

【事務局】

- ・市町のなかでも要保護児童対策地域協議会の在り方に差があり、統一されていないことが課題である。市町が力をつけていくことが重要である。本計画では、「市町の体制整備」を挙げている。市町が力をつけることができるように、県として支援していく。

【委員】

- ・市町の要保護児童対策地域協議会が機能している具体例を県は把握しているのか。

【事務局】

- ・市町に対して、体制状況調査をして、要保護児童対策地域協議会の構成機関を取りまとめている。市町の社会資源、体制が違う現状や、人事異動でノウハウが途切れたりしている部分があり体制づくりができていない部分があるため、市町支援コーディネータを配置したり、良い実践を情報共有したりしていく。

【委員】

- ・代表者会議に出席する中で、個別ケース検討会議のなかで何が行われてのかが分かりにくい。個人情報の取り扱いがあるため代表者会議で、情報共有されていないのか。

【事務局】

- ・個別ケース検討会議は個々の事案に対して、該当の家庭に関わる人で構成されている。実務者会議は幅広く、要保護児童対策地域協議会に登録されている全体の状況を確認する。代表者会議では、子どもに関する活動を行っている関係機関で構成されている。情報が共有できるシステムづくりが子どもへの支援になると考える。

【委員】

- ・代表者会議は関係機関と顔合わせができ、実務者会議はよい研修をしている一方で、個別ケース検討会議で話されたことを代表者会議まであがってこない。

【委員】

- ・共通課題を実務者会議で整理して、代表者会議に情報共有できるようにしなくてはならない。

【委員】

- ・リーダーシップをとることができる人材育成の研修が必要。県が研修を行うことは、難しいのか。

【事務局】

- ・市町の要保護児童対策地域協議会調整担当者、子ども家庭センター向けの研修を行い、人材育成を図る。

【委員】

- ・一時保護施設におけるアンケートでは措置時に6割以上の子どもは学校に通いたいと回答している。このように、通学できず子どもが権利を侵害されている現状がある。一時保護施設において子どもの安全・安心の確保は重要であるが、他県では一時保護専門里親の募集の事例がある。それらを参考にして、安全を確保しつつ、子どもの権利を保障できるとよい。

8 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定について 【資料7】

【委員】

- ・レジリエンス教育という表記は修正しないのか。

【事務局】

- ・今後、修正する予定である。

【委員】

- ・児童養護施設、里親の子どもは、高校卒業後の進学後、1年以内に学校を辞める子が増えてきている。卒業までサポートが大切。進学率の目標数値だけを追うことにならないようにしてほしい。

【委員】

- ・子ども家庭センターの設置市町目標数は令和11年度中に29市町達成とあるが、実現の可能性は高いのか。

【事務局】

- ・令和8年度には8割弱にはなると思う。その先は人材確保や体制が課題である。29市町をめざして取り組んでいく。

【委員】

- ・子ども家庭センターが充実することで、要保護児童対策地域協議会への良い影響があるのではないか。

【事務局】

- ・子ども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会で報告されたケースについて支援を提供していく。

9 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について 【資料8】

【委員】

- ・ファミリーサポートで病児保育をする際、体制維持が大変。医療機関の理解が得られにくい。医療機関に協力してもらうにはどうしたらよいか。

【事務局】

- ・病児保育をしてくれるファミリーサポートは少ない。定年年齢が上がり人材の確保が難しい。

【委員】

- ・病児保育の利用希望者は多いが、サポート人材が足りない。病児保育について行政が支援するとよいのではないか。

【事務局】

- ・医療機関では必要性は理解されている。病児保育の人員確保はするが、利用の状況が日によって異なるため、医療機関では運営が厳しい。ニーズに応じていけるよう市町も含めて考えていく。

【委員】

- ・病児保育インターネット予約サービスはあるが、子どもの体調のことなので、キャンセルも多い。現在、国の補助金にキャンセル料が含まれるようになり改善されてきている。

【委員】

- ・保育士支援アドバイザー4名の実績を教えてください。

【事務局】

- ・保育士支援アドバイザー4名で44回保育所を訪問した。1度の訪問ではなく、聞き取り、助言、改善の確認の際、訪問した。来年度はさらに充実できるようにしたい。

【委員】

- ・養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業について、在宅での支援は重要であるが、予算が確保できていない。重要な事業であるので、注力してほしい。

【事務局】

- ・市町と情報交換する中で、県からもお願いしていく。

【委員】

- ・制度の申請が難しいため、申請できない親に寄り添っていくことが重要である。

【委員】

- ・保育士の研修が過度の負担にならないように留意しなくてはならない。

【委員】

- ・県は全体をまとめて計画を立てなくてはならない。全ての市町から上がってきたものでないと県民に対して不公平な計画になってしまう。